

平成 30 年 8 月 31 日
国 税 庁

ブラジルにおける輸入規制の撤廃について

(東日本大震災関連)

福島第一原子力発電所の事故を受けて、ブラジルに輸出される酒類について、放射性物質検査証明書の添付が求められておりましたが、ブラジル政府から当該輸入規制の撤廃に関する発表が行われました。

なお、ブラジルにおける輸入規制の撤廃後の各国の規制措置については、以下のリンクから「日本産酒類の各国の輸入規制措置（平成 30 年 8 月 22 日現在）」を御確認ください。

《 http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinihon/sake/pdf/nihonshu_kisei.pdf 》

〈酒類に関する撤廃された規制措置〉

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日より前に福島県で製造（加工）された酒類であること
- ・ 平成 23 年 3 月 11 日以後に福島県で製造（産出）された酒類である場合には、CODEX 基準を準用して定められた上限値※を超える放射性セシウム 134 及び 137 を含まないこと

※ ブラジルの定める上限値

放射性セシウム 134 及び 137 の合計 1,000bq/kg

〈参考〉

ブラジルに輸出される飲料（酒類を含む。）については、平成 21 年 11 月 18 日付ブラジル農牧食料供給省令により、原産地証明書及び分析証明書の添付が必要です。